備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十八　航空自衛隊当別分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道石狩郡当別町	北海道石狩市厚田望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道石狩郡当別町	字弁華別番外地
		北海道石狩市厚田望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字青山及び字弁華別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		北海道石狩郡当別町	字青山及び字弁華別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十九　航空自衛隊奥尻島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道奥尻郡奥尻町	北海道奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図面に示す部分に限る。）	字湯浜
		字赤石、字球浦及び字湯浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百　航空自衛隊襟裳分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道幌泉郡えりも町	北海道幌泉郡えりも町字えりも岬及び字東洋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬四百七番
		北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬及び字東洋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百一　航空自衛隊八雲分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道二海郡八雲町	北海道二海郡八雲町三杉町及び緑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道二海郡八雲町	緑町三十四番地
		北海道二海郡八雲町	相生町、熱田（次の図面に示す部分に限る。）、出雲町、内浦町（次の図面に示す部分に限る。）、大新（次の図面に示す部分に限る。）、春日（次の図面に示す部分に限る。）、栄町、東雲町（次の図面に示す部分に限る。）、末広町、住初町（次の図面に示す部分に限る。）、立岩（次の図面に示す部分に限る。）、東町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町、本町（次の図面に示す部分に限る。）、三杉町、緑町、宮園町及び元町（次の図面に示す部分に限る。）